

毒物劇物販売業登録申請等の手引き

静岡市保健所

目 次

第1章 毒物劇物販売業について

- 1 毒物及び劇物取締法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 毒物劇物販売業の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 登録等の手続きについて

- 1 新規登録申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 登録更新申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 変更の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 登録票の書換え・再交付の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 廃止の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 毒物劇物の譲渡手続きについて

- 1 毒物劇物営業者に販売授与する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 一般の人又は毒物劇物営業者でない者に販売授与する場合・・・・ 8
- 3 交付の際の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 安全性情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 毒物劇物の取扱い

- 1 毒物劇物の保管・表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 毒物劇物の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 毒物劇物の廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 事故の際の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 日常の点検管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 毒物劇物危害防止規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5章 その他

- 1 毒物劇物取扱責任者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 毒物劇物取扱者試験合格証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 毒物劇物取扱者試験合格証の書換え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 毒物劇物取扱者試験合格証の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

参 考 様 式

問 合 せ 先

第1章 毒物劇物販売業について

1 毒物及び劇物取締法の概要

(1) 毒物劇物の定義

◎毒物

- ① 法別表第1に掲げる物で、医薬品及び医薬部外品以外のもの
EPN、黄燐、シアン化ナトリウム、水銀、砒素、パラチオンなど
- ② 毒物及び劇物指定令（以下「指定令」という。）第1条で指定されたもの
五塩化燐及びこれを含む製剤、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含む製剤、パラチオンを含む製剤など

◎劇物

- ① 法別表第2に掲げる物で、医薬品及び医薬部外品以外のもの
アンモニア、塩化水素、過酸化水素、クレゾール、クロロホルム、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、メタノール、ホルムアルデヒド、硫酸など
- ② 指定令第2条で指定されたもの
亜硝酸塩類、塩素、クロルピクリンを含む製剤、四塩化炭素を含む製剤、重クロム酸塩類及びこれを含む製剤、トルエン、酢酸エチルなど

◎特定毒物

- ① 毒物であって、法別表第3に掲げるもの
モノフルオール酢酸、四アルキル鉛など
- ② 指定令第3条で指定されたもの
ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含む製剤、四アルキル鉛を含む製剤など

(2) 法の規制を受ける者

◎毒物劇物営業者

① 製造業者	毒物劇物を製造する者	知事登録
② 輸入業者	毒物劇物を輸入する者	知事登録
③ 販売業者	毒物劇物を販売する者	保健所長登録

◎毒物劇物研究者等

① 特定毒物研究者	保健所長許可
② 特定毒物使用者	品目等により知事許可

◎毒物劇物業務上取扱者（届出を要する者、法第22条第1項）

① 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用する電気めっき業者	保健所長届出
② 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用する金属熱処理業者	
③ 法施行令別表第2に掲げるものを、最大積載量5,000 kg以上の自動車若しくは被牽引自動車（大型自動車）に固定された容器を用い、又は内容積1,000L以上（四アルキル鉛は200L以上）の容器を大型自動車に積載して運送の事業を行う者	
④ しろありの防除を行う事業（砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤）	

◎毒物劇物業務上取扱者（届出を要しない者、法第22条第5項）

毒物又は劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第22条第1項該当者、特定毒物研究者以外の者（ <u>工場、事業所、学校、研究所など</u> ）	届出不要
----------------------------------------------------------------------------	------

2 毒物劇物販売業の種類

毒物劇物販売業の登録には、次の3種類があります。取り扱おうとする毒物劇物の種類に応じ、いずれかの販売業の登録を店舗ごとに受けてください。また、毒物劇物を直接取扱わない場合でも登録が必要です。

- ◎ 一般販売業
いずれの毒物又は劇物も販売することができる。
- ◎ 農業用品目販売業
農業上必要な毒物又は劇物でかつ法施行規則別表第1に掲げる毒物又は劇物のみを販売することができる。
- ◎ 特定品目販売業
法施行規則別表第2に掲げる劇物のみを販売することができる。

第2章 登録等の手続きについて

1 新規登録申請の手続き

(1) 手続きが必要な場合

- ア 新たに登録しようとする場合
 - イ 営業所を移転する場合
 - ウ 営業者が変わる場合（法人化等を含む）
 - エ 業種（一般・農業用品目・特定品目）を変更する場合
- } あらかじめ新規申請を行い、旧登録を廃止

(2) 必要な書類

ア 直接に現品を取扱う場合

- ① 毒物劇物販売業登録申請書（様式P1）
（添付書類）
 - ・ 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
 - ・ 営業所又は店舗の平面図
 - ・ 毒物劇物貯蔵陳列設備の概要図
 - ・ 営業所又は店舗の付近の見取り図（参考書類）
- ② 毒物劇物取扱責任者設置届（様式P2）
（添付書類）
 - ・ 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類及びその写し
 - ・ 毒物劇物取扱責任者の診断書（様式P5）
 - ・ 毒物劇物取扱責任者の誓約書（様式P3）
 - ・ 毒物劇物取扱責任者との雇用関係を証する書類（様式P4）
- ③ 手数料
現金 14,700円（令和6年3月31日現在）

イ 直接に現品を取扱わない場合

- ① 毒物劇物販売業登録申請書（様式P1）
（添付書類）
 - ・ 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
 - ・ 営業所又は店舗の平面図（参考書類）
 - ・ 営業所又は店舗の付近の見取り図（参考書類）
- ② 手数料
現金 14,700円（令和6年3月31日現在）

※ 伝票操作等により販売、授与する毒物劇物営業者は、毒物劇物を貯蔵陳列しないことから、毒物又は劇物の貯蔵設備等の基準（法施行規則第4条の4第2項）は適用されない。

毒物劇物販売業登録申請提出書類

申請書類		現品を取扱う場合	現品を取扱わない場合
1	申請書 (様式P 1)	○	○
2	店舗付近の見取り図	○	○
3	店舗の平面図	○	○
4	毒物劇物貯蔵陳列 設備の概要図	○	×
5	定款若しくは寄附行為 又は登記事項証明書	○	○
6	手数料 (現金)	○	○
7	毒物劇物取扱責任者 設置届 (様式P 2)	○	×
8	雇用関係を証する書類 ※ (様式P 4)	○	×
9	取扱責任者の診断書 (様式P 5)	○	×
10	取扱責任者の誓約書 (様式P 3)	○	×
11	資格を証する書類	○	×

※ 雇用関係を証する書類：届出者本人が取扱責任者の場合は不要

(3) 登録の基準

ア 申請者（法第5条）

法の規定により登録を取り消され、取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと

イ 毒物又は劇物の貯蔵設備等（規則第4条の4）

毒物又は劇物の現品を取扱う場合には、その貯蔵設備や陳列設備などは、次の構造設備の基準が適用されます。

① 貯蔵設備の基準

- ・ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること
- ・ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること
- ・ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること
- ・ 毒物又は劇物を貯蔵する場所に鍵をかける設備があること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵が設けられていること

② 陳列設備の基準

- ・ 毒物又は劇物を陳列する場所に鍵をかける設備があること

③ 運搬用具の基準

- ・ 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること

ウ 毒物劇物取扱責任者の設置（法第7条第1項）

毒物又は劇物の現品を取扱う場合、毒物劇物営業者は店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせなければなりません。

2 登録更新申請の手続き

登録期限が満了する1か月前までに更新申請を行ってください。

(1) 必要な書類

ア 毒物劇物販売業登録更新申請書（様式P6）

イ 登録票

(2) 手数料

毒物劇物販売業登録更新手数料 現金 6,400円

（令和6年3月31日現在）

3 変更の手続き

(1) 手続きが必要な場合

下記の内容に変更が生じた場合（変更後30日以内）に変更届を提出する。

- ア 営業者の氏名又は住所（法人の場合、名称又は主たる事務所の所在地）
- イ 店舗の構造設備の主要部分
- ウ 店舗の名称
- エ 毒物劇物取扱責任者

(2) 必要な書類

変更内容	必要書類	備考
営業者の氏名又は住所	変更届（様式P7） 氏名変更時は戸籍全部（個人）事項証明書 （法人の場合は登記事項証明書）	店舗(営業所)が移転した場合は、新規登録が必要
構造設備の主要部分	変更届（様式P7） 変更前と変更後の平面図及び貯蔵陳列設備の概要図	
店舗の名称	変更届（様式P7）	
毒物劇物取扱責任者	毒物劇物取扱責任者変更届（様式P9） 取扱責任者の診断書（様式P5） 取扱責任者の誓約書（様式P3） 取扱責任者との雇用関係を証する書類（様式P4） 取扱責任者の資格を証する書類	・取扱責任者の住所、氏名の変更の場合は不要 ・雇用関係を証する書類は、営業者本人の場合は不要

4 登録票の書換え・再交付の手続き

(1) 書換え交付申請

- ア 手続きが必要な場合

登録票の記載事項に変更が生じた場合、登録票の書換え交付を申請することができる。

- イ 提出書類 登録票書換え交付申請書（様式P10）
登録票

- ウ 手数料 現金 2,400円
（令和6年3月31日現在）

(2) 再交付申請

ア 手続きが必要な場合

登録票を破ったり、汚したり、紛失してしまった場合、登録票の再交付の申請をすることができる。

イ 提出書類 登録票再交付申請書（様式P 1 1）

ウ 手数料 現金 4,000円
（令和6年3月31日現在）

5 廃止の手続き

(1) 手続きが必要な場合

毒物又は劇物の販売を行わなくなった場合、30日以内に登録票を添えて廃止届を提出する。

(2) 必要な書類

ア 廃止届（様式P 8）

イ 登録票

なお、廃止の際、毒物又は劇物の現品が残っている場合は、その品名、数量及び保管又は処理の方法について具体的に廃止届に記載してください。毒物又は劇物の現品が残っていない場合は、備考欄に「在庫なし」と記載してください。

第3章 毒物劇物の譲渡手続きについて

販売授与の都度、販売者は次の事項を書面に記載し、5年間保存してください。

また、譲受人の承諾を得て当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法により提出を受けることもできます。

(法第14条第1項、同条第3項、同条第4項)

1 毒物劇物営業者に販売授与する場合

販売側で、書面に所定事項を記載しておけば良いので、伝票中に①～③の事項があれば、譲受人の印は必要ありません。ただし、譲受人が毒物劇物営業者であるか否かについて定期的に確認を行ってください。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 一般の人又は毒物劇物営業者でない者に販売授与する場合

毒物劇物の購入は必要最少量とさせ、販売授与の都度、譲受人に上記①～③の事項を記載してもらい、印を押した書面の提出を受けてください。

毒物劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	塩酸
	数量	500mL 2本
販売または授与の年月日	令和6年3月10日	
譲受人 (法人にあっては、その名称及び 主たる所在地)	氏名	鈴木 花子 印
	職業	主婦
	住所	静岡市葵区〇〇町〇〇番地
備考	トイレの洗浄に使用する	

押印については、以下のような例があります。

- ① 法人の場合
 - ・ 法人代表者印（丸印）
 - ・ 当該事業所の譲受書専用印（丸印）
 - ・ 社印（角印）＋担当者の押印
 - ・ 担当者の押印＋法人とその担当者の関係性が分かる書面（社員証等）の確認
＋所属、役職等を併記
- ② 個人の場合
 - ・ 当該個人の押印＋書面（身分証等）の確認

3 交付の際の注意点

交付の際、身元確認を行うとともに使用目的、使用場所、使用時期等をたずねること。

ア 交付の制限（法第15条第1項）

- ① 18歳未満の者には交付しないこと
- ② 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

※「交付」とは

物理的に物を手渡す行為であり、たとえ18歳以上の者の作成した正式な委任状や譲受書をもっていたとしても、直接受け取る人が18歳未満であれば毒物劇物を手渡すことはできません。

イ その他の注意事項

- ① 引火性、爆発性のある劇物
 - ・ 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（30%以上）
 - ・ 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（35%以上）
 - ・ ナトリウム
 - ・ ピクリン酸
- ② シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物
- ③ パラコート等の毒物又は劇物たる農薬
- ④ 亜硝酸等の毒物
- ⑤ トルエン、トルエンを含有するシンナー等の交付にあたっては、次の点にも注意してください。
 - ・ 相手の住所、氏名を確認する。
(身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等による確認)
 - ・ 確認事項を帳簿に記録し、5年間保存する。
譲受書の他に、交付確認書にも記録してください。
(法第15条第2項、同条第3項、同条第4項、法施行規則第12条の2、第12条の3)

4 安全性情報の提供

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報をMSDS（化学物質安全性データシート）等により提供しなければなりません。

また、提供しなければならない情報の内容は、毒物劇物営業者の住所・氏名、毒物又は劇物の別、名称並びに成分及びその含量、応急措置、火災時の措置、漏出時の措置、取扱い及び保管上の注意、暴露の防止及び保護のための措置、物理的及び化学的性質、安定性及び反応性、毒性に関する情報、廃棄上の注意、輸送上の注意です。

第4章 毒物劇物の取扱い

1 毒物劇物の保管・表示

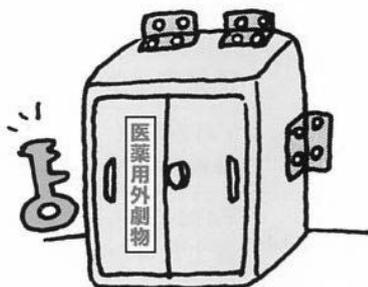
(1) 保管設備

ア 毒物劇物が盗まれたり、紛失したりすることのないように保管しなければならない。

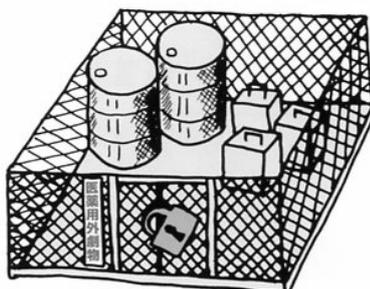
(法第11条第1項)



① 毒物劇物は他の物と区別して、施錠できる堅固な設備に保管する。



② 地震などによる転倒を防ぐため、保管庫を壁や床に固定する。



③ やむを得ない理由により屋外に保管する場合は、頑丈な柵を設ける。

④ 紛失等の防止のために、鍵の管理を徹底し、保管している毒物劇物の種類・数量などを常に把握する。

※ 薬物乱用につながるシンナー等の薬品類の盗難にも注意してください。

イ 貯蔵場所には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示すること。

(法第12条第3項)

(2) 表示

ア 毒物劇物の容器及び被包に下記のような表示をすること。(法第12条第1項)

- ① 毒物 赤地に白色をもって 「医薬用外毒物」
- ② 劇物 白地に赤色をもって 「医薬用外劇物」

イ 毒物劇物業者はその容器及び被包に下記の事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。(法第12条第2項)

- ① 毒物又は劇物の名称
- ② 毒物又は劇物の成分及びその含量

ウ 販売業者が、購入者の要望により毒物劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物劇物を販売授与する場合には、販売業者に対して、次の項目の表示が義務付けられています。(規則第11条の6第4項) ただし、需要を見込んであらかじめ小容器などに入れておくことはできません。

- ① 販売業者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 毒物劇物取扱責任者の氏名

ラベル

名 称
成 分
含有量
販売者 住所・氏名
毒物劇物取扱責任者

2 毒物劇物の取扱い

(1) 取扱い方法

- ア 毒物劇物が地下にしみ込まないように、床面はコンクリートなどにすること。
- イ 貯蔵するタンクの周囲には、流出防止のための防液堤などを設けること。

(2) 運搬方法

- ア 運搬中に毒物劇物の容器が転倒・落下しないようにロープ等で固定する。
- イ トラックの荷台にはビニールシートやゴムマットを敷き、運搬事故に対応するために中和剤・吸収剤を積んでおくこと。
- ウ 一回の運搬につき 1,000kg を超える毒物劇物を運搬業者に依頼する場合は、あらかじめ運搬業者に名称・成分・含量及び事故の際の応急措置を記載した書面を交付すること。

- * 毒物劇物の運搬容器には、その成分・数量等に応じて別途詳細な基準が定められていますので保健所にお問い合わせ下さい。また、消防法や高圧ガス保安法等で併せて規制を受ける場合はそれぞれの基準に従って下さい。

3 毒物劇物の廃棄

- (1) 不用となった毒物劇物を廃棄する場合は、中和、加水分解、酸化、希釈等の方法により適切な処理を行うこと。
具体的な廃棄の方法については、毒物劇物の成分等に応じて処理方法が定められているので保健所にお問い合わせください。
- (2) 自ら廃棄処理ができない場合は、許可を得た産業廃棄物処理業者に処理を委託することができます。
- (3) 河川や公共下水道等に捨てると、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により規制を受ける毒物劇物があるので、それぞれの基準に従うこと。
(法第15条の2、法施行令第40条)
- (4) 業務を廃止したときは、廃止届を提出するとともに現に所有する毒物劇物を廃棄する場合は、その処理の方法について廃止届に記載すること。

4 事故の際の措置

(1) 地震・火災などの事故や運搬時における事故の際

ア 毒物又は劇物

イ 毒物又は劇物を含有する物

- ① 毒物である無機シアン化合物を含有する液体状の物(シアン含有量が1Lにつき1mg以下のものを除く。)
- ② 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数 2.0～12.0までのものを除く。)

ア、イの毒物劇物等による事故を起こし、毒物劇物が飛散、漏えい、流出、浸出、地下浸透した場合で、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は、直ちに、事故の状況を最寄りの保健所、警察署又は消防機関(消防本部)に届け出なければなりません。さらに、保健衛生上の危害を防止するために応急措置を講ずることが義務付けられています。
(法第17条第1項、法施行令第38条)

(2) 盗難・紛失した時

直ちに、その状況を最寄りの警察署に届け出なければなりません。その際、保健所にも報告してください。
(法第17条の2第2項)

5 日常の点検管理

(1) 毒物劇物営業者の責務

- ア 毒物劇物の総合的な管理の統括
- イ 毒物劇物の取扱いについて、点検管理や取扱量、在庫量等の把握
- ウ 毒物劇物取扱責任者を指名し、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止
- エ 事業者の自主的な規範として毒物劇物危害防止規定の作成

(2) 毒物劇物取扱責任者の業務

- ア 毒物劇物貯蔵陳列設備、運搬用具の基準の遵守状況についての点検、管理
- イ 毒物劇物の容器及び被包の表示、貯蔵陳列設備の表示等の遵守状況についての点検
- ウ 毒物劇物の盗難防止や飛散、流出等に係る取扱いの遵守状況についての点検
- エ 毒物劇物の運搬、廃棄に係る適合状況についての点検
- オ 事故時の措置
- カ 毒物劇物の取扱い及び事故時の応急措置等に係る従業員の教育訓練
- キ 関係帳簿の作成、管理
 - ① 定期的な点検管理表（毒物劇物チェックリスト）
 - ② 毒物劇物管理簿（取扱量、在庫量等の管理簿）
現品を取り扱わない場合は、毒物劇物営業者等が販売、購入の把握をしてください。
 - ③ 毒物劇物交付確認帳簿
 - ④ その他保健衛生上の危害防止に関すること

(3) チェックリスト

毒物又は劇物の現品を取り扱う場合には、次のようなチェックリストを作成し、定期的に（1月に1回程度）、貯蔵陳列設備、製品及び譲受書などの書面について遵守状況の点検、管理を行ってください。

確認事項		確認年月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
貯蔵 (陳列) 設備	貯蔵 (陳列) 庫	カギの設備										
		常時施錠										
		表示										
		固定										
		飛散・流出防止対策										
		他の物との区別										
		転倒防止										
	改修・異常事態発生時の確認											
製品 チェ ック	「医薬用外劇物」文字 (地 - 白、文字 - 赤)											
	その他の表示											
	容器の異常											
書 面	譲受所											
	交付帳簿											
確 認 印	管理責任者											
	経営者											

(裏面)

確認年月日	特記事項

6 毒物劇物危害防止規定

毒物劇物危害防止規定の作成例を下記に示しますので、参考にしてください。

株〇〇医薬用外毒物劇物危害防止規定

(1) 目的

本規定は、毒物劇物の管理責任体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

(2) 管理責任者の設置及び業務

ア 毒物劇物の管理に関し、事業所全体を総括的に管理・監督する為、管理責任者〇〇〇〇を置く。

(管理責任者は、毒物劇物取扱責任者又は、施設長等の管理監督ができる立場の者)

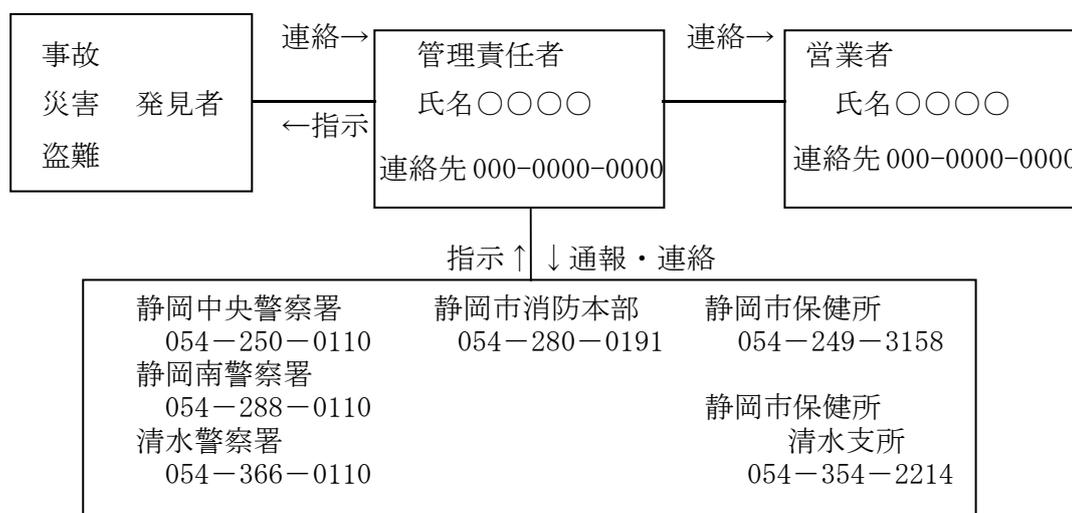
イ 管理責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示を従業員に与える。

ウ 管理責任者は、毒物劇物管理簿及び取扱い等を定期的に確認し、異常が認められた時は、速やかに必要な措置及び報告を行う。

エ 管理責任者は、毒物劇物チェックリストに基づき貯蔵設備等の点検を行う。

(3) 緊急連絡網

事故が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にする為に緊急連絡体制を次のとおり定める。



(4) 管理及び取扱い等の規定

ア 取扱う毒物劇物名及び通常保管量

①	規格：	%	単位：	g	通常保管量：	本
②	規格：	%	単位：	g	通常保管量：	本
③	規格：	%	単位：	g	通常保管量：	本

イ 取扱いについて

- ① 保管設備は常時施錠し、必要な時のみ開けることとし、鍵は〇〇〇〇で保管する。
- ② 仕入れ時、保管中の毒物劇物本体及び容器包装に異常が無いか又表示が適切であるかを確認する。
- ③ 販売及び交付にあたっては、譲渡手続（法第 14 条）及び交付の制限（法第 15 条）を遵守する。
- ④ 譲渡手続に係る書面は 5 年間保存する。

ウ 応急の措置及び廃棄について

- ① 流失・飛散の事故を起こした場合は、緊急連絡網に基づき連絡をとり対処するとともに、別紙「応急の措置」により対処し、被害の拡大を防止する。
- ② 廃棄は自己処理が出来る物以外は、許可を得た産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

(5) 教育及び訓練

毎年 4 月及び 10 月に下記の内容の教育訓練を実施する。

- ア 法の規制に関すること
- イ 事故時等の応急措置に関すること
- ウ 毒物劇物の危害性に関すること
- エ 毒物劇物の安全な取扱いに関すること
- オ 防災訓練

第5章 その他

1 毒物劇物取扱責任者の資格

販売業の店舗で、毒物劇物取扱責任者となることができる者の資格は、下記の表のとおりです。

なお、静岡県では、毎年1回、毒物劇物取扱者試験を実施していますが、試験日、受験資格、受験願書の受付期間など受験に関することは、保健所にお問い合わせください。

種別 資格	販売業の種別		
	一般	農業用品目	特定品目
◆薬剤師	○	○	○
◆高等学校以上の者で応用化学に関する学科を修了した者※	○	○	○
◆都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者			
◇一般毒物劇物取扱者試験合格者	○	○	○
◇農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者	×	○	×
◇特定品目毒物劇物取扱者試験合格者	×	×	○

※ 「高等学校以上の者で応用化学に関する学科を修了した者」の基準については、令和6年5月30日付医薬審発0530第1号「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」をご確認ください。不明な場合は、保健所にお問い合わせください。

ただし、欠格条件として次の者は、毒物劇物取扱責任者となることはできません。

- ① 18歳未満の者
- ② 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ④ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者(法第8条第1項)

2 毒物劇物取扱者試験合格証

毒物劇物取扱者試験に合格すると、知事から各試験種別に応じた毒物劇物取扱者試験合格証が交付されます。この合格証は、毒物劇物取扱責任者の資格要件を証する大切なものです。

3 毒物劇物取扱者試験合格証の書換え

毒物劇物取扱者試験合格証の記載事項のうち本籍又は氏名に変更を生じたときは、合格証の書換え交付を知事に申請することができます。(本籍の変更のみで、都道府県名に変更がなかったときは、申請をする必要がありません。)

なお、この申請の手数料は、無料です。

必要書類

- ① 毒物劇物取扱者試験合格証書換え交付申請書(様式P 1 2) 正副2通
- ② 合格証
- ③ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)若しくは戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は住民票の写し

4 毒物劇物取扱者試験合格証の再交付

毒物劇物取扱者試験合格証を破ったり、汚したり、紛失してしまった場合には、合格証の再交付を知事に申請することができます。

必要書類

- ① 毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書(様式P 1 3) 正副2通
- ② 合格証(破ったり汚したりした場合)

手数料(静岡県収入証紙) 2,700円(令和6年3月31日現在)

※なお、再交付を受けた後に紛失した合格証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納してください。

参 考 様 式

各種申請書及び届出書の様式

静岡市公式ホームページ
(<https://www.city.shizuoka.lg.jp>)
からダウンロードできます。

HP→便利ガイド・デジタルサービス窓口
→その他のサービス・各種申請書の事前ダウンロード
→キーワード「毒物劇物」検索をお願いします。

毒物劇物 一 般 販 売 業
 農 業 用 品 目 販 売 業
 特 定 品 目 販 売 業 登 録 申 請 書

店舗の所在地及び 名 称	
備 考	

上記により、毒物劇物の 一 般 販 売 業
 農 業 用 品 目 販 売 業 の登録を申請します。
 特 定 品 目 販 売 業

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

静岡市保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、店舗、事業場)	所在地	
	名称	
毒物劇物取扱責任者	氏 名	
	住 所	
	資 格	
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

静岡市保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第 41 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第 8 条第 1 項の第何号に該当するかを記載すること。同項第 3 号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

誓 約 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日 生

私は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 2 項第 4 号に該当しない
ことを誓約いたします。

年 月 日

毒物劇物取扱責任者

氏 名

（宛先）静岡市保健所長

診 断 書

住 所

氏 名

大
昭 年 月 日 生
平

上記の者について、次のとおり診断する。

- 1 精神の機能の障害がない。
- 1 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない。

年 月 日

病院又は診療所の所在地

病院又は診療所の名称

医 師 氏 名

毒物劇物
一般販売業
農業用品目販売業
特定品目販売業
登録更新申請書

登録番号及び 登録年月日	
店舗の所在地及び 名称	
毒物劇物取扱責任者の住所及び 氏名	
備考	

上記により、毒物劇物
一般販売業
農業用品目販売業
特定品目販売業
の登録の更新を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

静岡市保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

変 更 届

業 務 の 種 別			
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日			
製造所(営業所、 店舗、主たる 研究所)	所在地		
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備	考		

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

静岡市保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

廃 止 届

業 務 の 種 別		
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日		
製造所(営業所、 店舗、主たる 研究所)	所 在 地	
	名 称	
廃 止 年 月 日		
廃止の日に現に所有する毒物 又は劇物の品名、数量及び保 管 又 は 処 理 の 方 法		
備 考		

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

静岡市保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取り扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、 店舗、事業場)	所 在 地	
	名 称	
変更前の毒物劇 物取扱責任者	住 所	
	氏 名	
変更後の毒物劇 物取扱責任者	住 所	
	氏 名	
	資 格	
変 更 年 月 日		
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

静岡市保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみでの取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第41条第1号、第2号及び第3号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみでの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書

年 月 日

静岡県知事 様

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

合格証を（破り、汚し、失い）ましたので、再交付されるよう申請します。

種 別	一般 ・ 農業用品目 ・ 特定品目
合格証の番号及び 合格証年月日	一般・農・特 第 号 年 月 日
再交付申請の理由	
備 考	電話（ ）－（ ）

添付書類

破り、又は汚した場合は、合格証

問合せ先

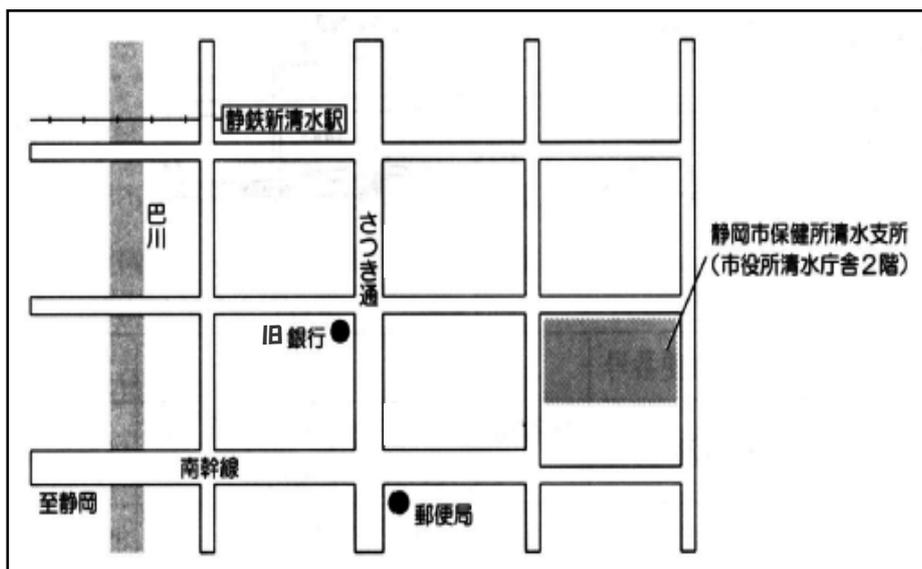
葵区・駿河区の場合

〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号（城東保健福祉エリア 保健所棟2階）
静岡市保健所 生活衛生課医療安全対策係 TEL:054(249)3158
FAX:054(209)0540



清水区の場合

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（静岡市役所清水庁舎2階）
静岡市保健所 清水支所 TEL:054(354)2214
FAX:054(353)4850



毒物劇物販売業登録申請等の手引き

発行：令和7年3月

静岡市保健所生活衛生課
医療安全対策係